

ショートステイ利用料金表 令和6年9月1日改定

介護サービス利用料金+食費&居住費+その他の費用が必要となります。

* 介護サービス利用料金 *

○基本料金（1日に係る費用）

介護度	単位数	サービス体制強化加算 II	看護体制加算 I・II	夜勤職員配置加算 III	合計単位数	処遇改善加算 I	金額	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
支1	451	18	0	0	469	66	¥ 5,703	¥ 571	¥ 1,141	¥ 1,711
支2	561	18	0	0	579	81	¥ 7,035	¥ 704	¥ 1,407	¥ 2,111
介1	603	18	12	15	648	91	¥ 7,877	¥ 788	¥ 1,576	¥ 2,364
介2	672	18	12	15	717	100	¥ 8,709	¥ 871	¥ 1,742	¥ 2,613
介3	745	18	12	15	790	111	¥ 9,604	¥ 961	¥ 1,921	¥ 2,882
介4	815	18	12	15	860	120	¥ 10,446	¥ 1,045	¥ 2,090	¥ 3,134
介5	884	18	12	15	929	130	¥ 11,288	¥ 1,129	¥ 2,258	¥ 3,387

療養食加算	1食につき8単位 ¥95 利用者負担 ¥10(¥19, ¥29)
緊急短期入所受入加算	1日につき90単位 ¥1097 利用者負担 ¥110(¥220, ¥330)
長期利用者減算	1日につき30単位の減算 ¥362 利用者負担 ¥37(¥73, ¥109)

※当施設では、介護福祉士を60%以上配置しています。

※常勤看護師を1名以上配置し、医療機関等との連携を図りつつ、施設における看護体制の強化を図っています。

※夜勤を行う看護職員・介護職員数を「配置基準より1人以上」上回り配置しています。

夜勤時間帯を通じて、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置しています。

※介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、届出を行い、サービスを行った場合、所定単位数の1000分の140に相当する単位数（介護職員等処遇改善加算I 利用者負担 1割または2・3割）

* 療養食加算については、医師の指示による療養食を提供した場合にのみ算定。

* 緊急短期入所受入加算は、居宅介護サービスに位置付けられていない短期入所介護を緊急に行った場合7日、やむを得ない事情がある場合は14日を限度として算定。

* 自費利用を挟み30日を越える利用の場合、長期利用者減算を行う。

○送迎費（片道に係る費用）

事業実施区域	料金	自己負担額
神戸市西区, 三木市	¥ 2,238	¥ 224 (¥448, ¥672)

※利用者の都合により介護保険の給付を受けない場合については、実費負担となります。

* 食事、居住の提供に要する費用 *（介護保険給付対象外）

1日あたりの利用料金	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食事に係る負担額	¥ 300	¥ 600	¥ 1,000	¥ 1,300	¥ 1,650
個室にかかる負担額	¥ 380	¥ 480	¥ 880	¥ 880	¥ 1,240
多床室に係る負担額	¥ 0	¥ 430	¥ 430	¥ 430	¥ 920

※1日あたりの食費 ¥1,650

（朝食・・・310円 昼食・・・620円 おやつ・・・100円 夕食・・・620円）

* その他の費用 *

理美容費	¥ 1,500	カットのみ実施（月に3回）
レクリエーション費用	実費	特別な材料の材料費
行事などの外出費用	実費	喫茶料金など
テレビ・冷蔵庫使用料金	¥ 50	1日あたり
事業実施区域外の送迎費	¥ 50	1kmあたり
緊急時の医師診察料など	実費	